

陳情第 9 0 号		受理年月日	令和 8 年 2 月 2 0 日
付託委員会		都 市 戦 略 整 備 委 員 会	
件 名	防犯登録が不適切な自転車に関する条例の新設提案について		
要 旨 題意について、以下のとおり陳情内容とその理由を記述するので、条例案を審議の上制定していただきたい。もしくは、趣旨を酌み取り、条例案をベースとして、条例を新設することを求めているようお願いする。 （陳情内容） 防犯登録が不適切な自転車に関する条例の新設提案を以下のとおり行う。現行では特別な措置がされなかったが、防犯登録が不適切な自転車は不法投棄や盗難の可能性があり、さらなる犯罪の温床である可能性がある。そのため速やかに北九州市にて一時保管をすることができるようにするものである。 （陳情理由） 防犯登録については、国の法律である「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）」にその定めがあるが、そこには、 （自転車等の利用者の責務） 第12条第3項 自転車を利用する者は、その利用する自転車について、国家公安委員会規則で定めるところにより都道府県公安委員会が指定する者の行う防犯登録（以下「防犯登録」という。）を受けなければならない、とあるとおりである。また市条例にも定めがある。 ところが、防犯登録がなされていない自転車が放置されている実態がある。そういう自転車は盗難品などの可能性もあるが、現状連絡先も名前も書かれておらず判断がつきにくいのではないか。 しかし現状では、防犯登録をしていない場合でも罰則はなく、一定数の防犯登録のない自転車が違法駐輪しているのが実情であり、仮に警告書を貼られても何のおとがめも記録もなく、そのまま警告書を廃棄して			

（続 く）

違法駐輪を繰り返している。しかもその自転車が盗難品かは不明である。

そういう自転車が数台止まっているＪＲ西小倉駅北口付近では、北九州マラソンのコース上であるにもかかわらず、少なくとも今年１月までは雑草に絡みついた形での、たばこのポイ捨て、ペットボトルのごみ、廃棄された作業着など、付近が工場地帯だから、というわけではないと思うが、多数落ちていた。

現在は清掃がなされていると思うし、それ以前より違法駐輪の自転車に対してチェックもなされているようである。ただ防犯登録がなければ、警告書もあまり役に立たないと思われる。

これらのことから、利用者等に自転車の適正利用を促し、かつ盗難時の対策や、違法駐輪の適正な対応を促すためにも、本陳情を行うものである。（防犯登録が必要な自転車に関する条例（案）については別紙のとおり）

別紙（陳情第 90 号）

防犯登録が不適切な自転車に関する条例（案）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は防犯登録が不適切な自転車を適切に規制することにより、盗難や不法投棄などを防止することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 自転車 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定する自転車をいう。

（2） 自転車の防犯登録が不適切な自転車 防犯登録について、これを自転車に貼っていない、貼り付けてはいるが一部欠損など不鮮明な貼り方をしている、適切に貼ってはいるが確認するとその防犯登録が有効期限切れであったり登録した連絡先が実態と違うものをいう。

（3） 放置 公共の場所に自転車が置かれ、かつ、自転車の利用者又は所有者（以下、「利用者等」という。）が当該自転車から離れて直ちに当該自転車を移動することができない状態にあること（公務等のやむを得ない理由があるものを除く。）をいう。

第 2 章 措置

第 3 条 市長は、自転車の防犯登録が不適切な自転車の利用者等に対し、規則で定めるところにより、防犯登録を適切に行うように指導し、又は命ずることができる。また、警察に情報提供をすることができる。

2 市長は、自転車の防犯登録が不適切な自転車が放置されているときは、規則で定めるところにより、当該自転車を移動し、あらかじめ市長が定めた場所において保管することができる。また、移動後は、速やかに情報提供等をしなければならない。

第 3 章 雑則

（委任）

第 4 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は規則で定める。